

ワールドマスターズゲームズ 2021 関西・守山市実行委員会規約 新旧対照表

現行	改正後（案）
○ワールドマスターズゲームズ 2021 関西・守山市実行委員会規約	○ワールドマスターズゲームズ <u>2027</u> 関西・守山市実行委員会規約
第 1 章 総則	第 1 章 総則
（名称）	（名称）
第 1 条 この会は、ワールドマスターズゲームズ <u>2021</u> 関西・守山市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。	第 1 条 この会は、ワールドマスターズゲームズ <u>2027</u> 関西・守山市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。
（目的）	（目的）
第 2 条 本会は、ワールドマスターズゲームズ <u>2021</u> 関西（以下「大会」という。）における本市開催競技の着実な準備及び運営を行うとともに、大会に向けた機運の醸成を図ることを目的とする。	第 2 条 本会は、ワールドマスターズゲームズ <u>2027</u> 関西（以下「大会」という。）における本市開催競技の着実な準備及び運営を行うとともに、大会に向けた機運の醸成を図ることを目的とする。
（構成）	（構成）
第 4 条 本会は、次に掲げる委員をもって構成する。	第 4 条 本会は、次に掲げる委員をもって構成する。
（1）関係競技団体を代表する者	（1）関係競技団体を代表する者
（2）その他の関係機関及び関係団体を代表する者	（2）その他の関係機関及び関係団体を代表する者
（3）守山市長	（3）守山市長

(4) 守山市教育長

(5) 守山市職員及び守山市教育委員会事務局職員

(6) その他会長が必要と認める者

(アドバイザー)

第9条 本会にアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、滋賀県文化スポーツ部スポーツ課の職員とする。

3 アドバイザーは、第10条に規定する会議への出席のほか、会長の諮問に応じて必要な助言を行う。

4 アドバイザーの任期及び報酬等は、第7条及び第8条の規定を準用する。

第4章 専門部会

(専門部会の設置及び構成)

第13条 本会の事業運営を円滑に進めるため、本会に次に掲げる専門部会を設置する。

(1) ソフトボール競技運営部会

(2) 軟式野球競技運営部会

(3) パドルテニス競技運営部会

(4) 守山市教育長

(5) 守山市職員及び守山市教育委員会事務局職員

(6) その他会長が必要と認める者

(アドバイザー)

第9条 本会にアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課の職員とする。

3 アドバイザーは、第10条に規定する会議への出席のほか、会長の諮問に応じて必要な助言を行う。

4 アドバイザーの任期及び報酬等は、第7条及び第8条の規定を準用する。

(削除)

(4) 広報・交流事業部会

2 専門部会は、別表に掲げる団体の職員等をもって構成する。

3 専門部会の部会長及び副部会長は、専門部会の中から互選する。

4 部会長が協議を進めるうえで必要があると認めた場合は、参考人を出席させることができる。

(専門部会の権能)

第14条 専門部会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 大会の運営等に係る計画の素案の策定に関すること

(2) 本会の会議で議決した事項の執行に関すること

(3) その他本会において必要と認めた事項に関すること

(専門部会の開催)

第15条 専門部会は、部会長の招集により開催する。

第5章 協力機関

第6章 事務局

(事務局)

第17条 本会及び専門部会の事務局は、守山市国際・国民スポーツ大会室に置く。

第4章 協力機関

第5章 事務局

(事務局)

第17条 本会及び専門部会の事務局は、守山市スポーツ振興課に置く。

- 2 事務局業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長及び事務局員は、会長が任命する。
- 4 事務局長は、業務を総括し、会務を処理する。

第7章 会計

第8章 解散

第9章 補則

附 則

この規約は、令和元年12月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 事務局業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長及び事務局員は、会長が任命する。
- 4 事務局長は、業務を総括し、会務を処理する。

第6章 会計

第7章 解散

第8章 補則

附 則

この規約は、令和元年12月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年7月7日から施行する。